

静岡県告示第479号

静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）第22条の規定に基づき、静岡県私立高等学校等奨学給付金助成事業実施要綱を次のように定める。

平成30年6月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県私立高等学校等奨学給付金助成事業実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、私立の高等学校等に在学する高校生等のいる一定の所得以下の世帯に対して、授業料以外の教育に必要な経費を支援することにより、高等学校等における教育にかかる経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、静岡県が実施する私立高等学校等奨学給付金助成事業の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。当該事業に係る私立高等学校等奨学給付金（以下「給付金」という。）の交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、(1)から(5)に定めるところによる。

- (1) 授業料以外の教育に必要な経費 修学旅行費、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費等の経費をいう。
- (2) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）をいう。
- (3) 高校生等 法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部の受給資格の認定を得ることができると認められる者を除く。）及び高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）第3条に規定する補助の対象者（以下「学び直しへの支援対象者」という。）と認められる者をいう。
- (4) 保護者等 法第3条第2項第3号及び同法施行令（平成22年政令第112号）第1条第1項並びに同法施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第2条第2項に規定する保護者等をいう。
- (5) 基準日 支給を受けようとする年度の7月1日をいう。

第3 対象者

給付金の対象となる者は、基準日において高等学校等に在学する高校生等の保護者等であって、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

- (1) 基準日において静岡県内に住所を有すること。
- (2) 平成26年4月1日以降、対象となる高等学校等に入学した高校生等の保護者等であること。
- (3) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）による措置費等の支弁対象となる高校生等の保護者等にあつては、当該高校生等について見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されていないこと。
- (4) 次に掲げる世帯のいずれかに属していること。

ア 基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が決定されてい

る世帯

イ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（ア又はウに規定する世帯を除く。）

ウ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯で、当該世帯に扶養される兄弟姉妹で2人目以降の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等が属するもの（ア又はイに規定する世帯を除く。）

第4 給付金の年額

高校生等一人当たりの給付金の年額は、基準日現在における世帯の区分、高等学校等の種類及び課程等に応じ、次の表に定める額とする。

世帯の区分		高等学校等の種類及び課程等	
		私立の通信制以外	私立の通信制
生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が決定されている世帯		52,600円	52,600円
生業扶助が決定されていない世帯	保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯	89,000円	38,100円
	保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯で、当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等の世帯	138,000円	38,100円

第5 給付金の申請

(1) 給付金の支給を受けようとする保護者等は、次に掲げる書類を、別に定める日までに、高校生等が在学している高等学校等を経て、知事に提出するものとする。ただし、静岡県内に設置されている高等学校等以外に在学する高校生等の保護者等は、直接、知事に提出することができる。

ア 静岡県内に設置されている高等学校等に在学している高校生等のいる保護者等

(ア) 静岡県私立高等学校等奨学給付金受給申請書（様式第1号）

(イ) 第3(4)イ及びウに規定する世帯については、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証明する書類

(ウ) 第3(4)ウに規定する世帯については、保護者等、当該世帯に扶養される高等学校等に通う高校生等及び15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養している子の健康保険証等の写し。ただし、国民

健康保険証の写しを添付する場合は、扶養誓約書（様式第8号）及び扶養の対象となる子等に基準日現在で収入がある場合は、その子等の基準日現在の所得がわかる書類

(エ) 第3(4)アに規定する世帯については、基準日現在の生業扶助の決定状況が確認できる書類（様式第7号又は福祉事務所等が発行した生活保護受給証明書）

(オ) 口座振込依頼書（様式第5号）及び振込先口座通帳の写し又は給付金受領に係る委任状（様式第6号）

(カ) その他知事が必要と認める書類

イ ア以外の高校生等のいる保護者等

(ア) 静岡県私立高等学校等奨学給付金受給申請書（様式第1号）

(イ) 第3(4)イ及びウに規定する世帯については、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証明する書類

(ウ) 第3(4)ウに規定する世帯については、保護者等、当該世帯に扶養される高等学校等に通う高校生等及び15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養している子の健康保険証等の写し。ただし、国民健康保険証の写しを添付する場合は、扶養誓約書（様式第8号）及び扶養の対象となる子等に基準日現在で収入がある場合は、その子等の基準日現在の所得がわかる書類

(エ) 第3(4)アに規定する世帯については、基準日現在の生業扶助の決定状況が確認できる書類（様式第7号又は福祉事務所等が発行した生活保護受給証明書）

(オ) 口座振込依頼書（様式第5号）及び振込先口座通帳の写し又は給付金受領に係る委任状（様式第6号）

(カ) 在学等証明書（様式第2号）

(キ) その他知事が必要と認める書類

(2) 高校生等が、同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程について申請できるものとする。

第6 支給の決定

知事は第5の規定による申請に基づき支給の可否を決定し、その結果については高等学校等を経て保護者等へ通知するものとする。ただし、直接知事へ申請した者については高等学校等及び保護者等のいずれかに通知することができるものとする。

第7 支給の方法

(1) 支給の回数は、他の都道府県での支給を含めて、一人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に在学する高校生等は4回）を上限とする。ただし、学び直しへの支援対象者と認められる者については最大で2回まで給付できるものとする。

(2) 支給は、次のいずれかの方法により行う。

ア 保護者等の預金口座等への振込

イ 保護者等が高等学校等に給付金の受領を委任したときは、当該高等学校等の設置者の預金口座等への振込

第8 支給の決定の取消し等

- (1) 知事は、保護者等が偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められるときは、支給の決定を取り消すとともに、原則在学する高等学校等を通じて、保護者等に通知するものとする。
- (2) 第8の(1)により支給の決定の取消しを受けた者で、既に給付金を支給されている場合は、知事が別に指示する方法により指定された期限までに当該給付金の全部若しくは一部を返還しなければならない。

第9 加算金

知事は、第8の規定により支給の決定の取消しを受けた者に対して、その返還を求められた給付金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還を求められた給付金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を求めることができる。

第10 延滞金

知事は、第8の規定により支給の決定の取消しを受けた者が納付期限までに給付金及び第9の規定により納付を求めた加算金を納付しなかった場合は、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、納付金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。